

		厚生常任委員会	
平成22年6月8日受理		請 第 40 号	
件 名	熊本県における「受動喫煙防止対策」の現実的な対応を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>本県においては、一方的な全面禁煙ではなく、施設の態様や利用者ニーズに応じた現実的な対応となるよう、下記事項を強く請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本県施設においては「全面禁煙」ではなく、「喫煙場所」の確保・整備により、非喫煙者と喫煙者が共存できる社会の実現を行うこと。 2 ①多くのたばこ農家があり、地域農業を支えていること、②多くの販売店があり、地域商業を支えていること、③たばこ税は財源確保に貢献する財政物資としての性格があること、④推定37万人の愛煙者が公共的施設を利用していること、等もかんがみ過度な規制を行わないこと。 3 前記を踏まえ、市町村に分煙や喫煙場所表示を行うなど、現実的な対応を行うよう助言すること。 <p>(理 由)</p> <p>たばこ事業はたばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税についても国や地方公共団体への重要な一般財源であることは周知の事実である。しかし今般、たばこ税は財源確保から健康目的へのかじが切れ、2月末には厚生労働省健康局長から「公共的施設での受動喫煙防止対策について」なる通知が出されている。</p> <p>現在の熊本県では、たばこ農家数970戸、面積1,747ヘクタール、販売高95億円の葉たばこ生産を誇り、全国一の葉たばこ産地であるとともに、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置づけられており、たばこ農家は、葉たばこ生産に自信と誇りを持って良質葉生産に取り組んでいる。</p> <p>一方、零細かつ経済的基盤の弱い販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところである。(平成20年度の熊本県のたばこ税は、県税35億円、市町村税108億円)</p> <p>業界では、社会的責任を果たすべく、成人識別自販機の導入を行い、未成年者の自販機からのたばこ購入防止に大きな成果を上げるとともに、環境美化活動では、清掃活動・喫煙マナーの訴求活動を継続するなど、努力を積み重ねている。</p> <p>さらなる喫煙規制強化によるたばこ販売本数の減少は、たばこ税収の減少にとどまらず、たばこ農家やたばこ販売店の存続にも大きな影響を及ぼすことになる。</p> <p>また、喫煙率から推定すると、本県には約37万人の愛煙家がいる。これだけ多くの人が、公共的施設を利用するという現実があり、こういった方々への配慮をすることは、行政として当然のことだとも考える。</p>			

